

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第7級に該当するとして、障害等級第10級として認定した原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は勤務先の現場において解体作業に従事していたところ、誤って3メートル下の地面に転落し負傷した。負傷後、〇病院を受診し「第3胸椎圧迫骨折、右踵骨骨折」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治癒となった。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第10級に該当するとして、同等級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

今回の負傷により腰痛がひどく歩行が困難となっている。年齢のせいもあるかもしれないが、もっと上位の等級に該当するものと思う。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 外見上、特記すべき事項は認められず、エックス線写真上、第3腰椎圧迫骨折後及び右踵骨骨折後の像をそれぞれ認めるが、骨癒合は得られている。

(2) 機能障害について、右足関節は軽度の可動域制限を認めたが、健側と比較して4分の3以下には制限されていない。

(3) 神経症状について、体幹屈曲時に腰背部痛が認められるが、第3腰椎圧迫骨折に通常派生するものとして、上位等級であるせき柱の変形障害により評価することとなる。右足部の疼痛については負傷部位から、神経症状の程度はがん固なもの認められる。

(4) 以上より、せき柱の変形障害として「せき柱に変形を残すもの」（障害等級第11級の5）、右足部の神経症状として「局部にがん固な神経症状を残すもの」（障害等級第12級の12）に各々相当するものと判断し、本件障害の障害等級を併合第10級と決定したものである。

4 審査官の判断

(1) 請求人に残存する障害

ア 第3腰椎圧迫骨折に係る障害について

変形障害について、地方労災医員は意見書で「エックス線写真をみると、腰椎側面像において第3腰椎は楔状変形を呈しており、50%以上の椎体高の減少をみる。骨癒合については完成している。」と述べていることから、「せき柱に中程度の変形を残すもの」（障害等

級第8級を準用)と判断するのが妥当である。

神経症状について、請求人の自訴及び主治医の医証から、変形治癒した受傷部位に、「ほとんど常時疼痛を残すもの」(障害等級第14級の9)ないしその上位等級である「頑固な神経症状を残すもの」(第12級の12)相当の神経症状が残存したと認められる。

1の身体障害に他の身体障害が通常派生する関係にある場合には、いずれか上位の等級をもって、当該障害の等級とすることから、第3腰椎圧迫骨折に係る障害の程度は障害等級第8級となる。

イ 右踵骨骨折に係る障害について

機能障害について、右足関節の可動域は、障害診断書上及び監督署職員の測定において、健側の4分の3以下には制限されていないと認められ、障害等級表上の障害等級には該当しない。

神経症状について、請求人の自訴、主治医及び地方労災医員の医証から、請求人の右下肢に残存する神経症状は障害等級表上の「局部にがん固な神経症状を残すもの」(障害等級第12級の12)に該当すると認められる。

(2) 結論

以上から、請求人に残存する障害の程度は、併合の方法を用いて準用等級を定めると、障害等級第7級に相当すると判断される。

したがって、監督署長が請求人に対して行った障害等級第10級に応じる障害補償給付を支給するとした旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。